

# 京都府道路メンテナンス会議 規約

## (名 称)

第1条 本会は、「京都府道路メンテナンス会議」（以下、「本会議」という。）と称する。

## (目 的)

第2条 本会議は、道路法第28条の2の規定に基づき設置するもので、京都府内の道路管理を計画的、効果的に行うため、各道路管理者が相互に連絡調整を行うことにより、円滑な道路管理の促進を図ることを目的とする。

## (審議事項)

第3条 本会議は、第2条の目的を達成するため、次の事項について審議する。

- (1) 道路施設の維持管理等に係る意見調整・情報共有に関する事
- (2) 道路施設の点検、修繕計画等の把握・調整に関する事
- (3) 道路施設の損傷事例や技術基準類等の共有に関する事
- (4) その他、本会議の目的を達成するために必要な事項

## (組 織)

- 第4条 本会議は、第2条の目的を達成するため、京都府内における高速自動車国道、一般国道、府道及び市町村道の各道路管理者及び本会議が必要と認めるもので組織する。
2. 本会議には、会長及び副会長を3名置くものとし、会長は国土交通省近畿地方整備局京都国道事務所長、副会長は国土交通省近畿地方整備局福知山河川国道事務所長及び京都府建設交通部道路建設課長とする。
  3. 会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代行する。
  4. 本会議の構成は「別表－1」のとおりとする。
  5. 会長は、個別課題等についての検討・調整を行うため、必要に応じ「専門部会」を設置することができるものとする。
  6. 本会議における下部組織として高速自動車国道、一般国道、府道及び市町村道の各道路等管理者の代表者からなる跨道橋連絡部会を置くものとする。
  7. 本会議における下部組織として、鉄道と交差する高速自動車国道、一般国道、府道及び市町村道の各道路等管理者の代表者からなる道路鉄道連絡会議を置くものとする。
- なお、道路鉄道連絡会議会則は別途定めるものとする。

## (会議の運営)

- 第5条 会議は、必要に応じて会長が招集し、運営する。
2. 会議には、必要に応じ会長が指名する者の出席を求めることができる。
  3. 会議に出席する構成員は代理出席を認めるものとする。

(事務局)

第6条 本会議の運営に関わる事務を行わせるため、事務局を置く。

2. 事務局は、主担当及び副担当を置くものとし、構成は「別表－1」のとおりとする。

3. 事務局は次の事項について調整する。

(1) 会議の運営全般についての補助、会員相互の連絡調整

(2) 会議における審議議題の調整

(3) 規約の策定・改正・廃止等に係る調整

(4) その他、会議の運営に際し必要となる事項の調整

(規約の改正)

第7条 本規約の改正等は、本会議の審議・承認を得て行うことができる。

(その他)

第8条 本規約に定めるもののほか必要な事項はその都度協議して定めるものとする。

(附 則)

この規約は、平成27年 6月 3日から施行する。

平成28年 1月15日一部改正

平成28年 6月29日一部改正

平成29年 2月13日一部改正

平成30年 7月17日一部改正

令和 元年 7月25日一部改正

令和 2年 8月27日一部改正

令和 3年 8月25日一部改正

令和 4年 8月 1日一部改正

令和 5年 9月 5日一部改正

令和 6年 9月10日一部改正